

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年1月27日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

## 別 紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
市 民 部	市 民 課	平成25年 4月 1日	平成25年11月29日
	文化振興課	～同年10月31日	～平成26年1月 7日

#### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

##### 重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

##### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

#### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

##### 【市民課】

##### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

## (2) 指摘事項

### ア 検討事項

(ア) 市民課窓口の公金収納事務で、出納員及び分任出納員以外の19人の職員が10人分の登録しかできないレジスターを使用しているため、取扱った職員を特定することができない。

このため公金収納事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、その職員を特定できるレジスターの導入について検討されたい。

(イ) プリオ窓口センターの公金収納事務で、6人の分任出納員及び5人の職員が6個の分任出納員印を共用している。また、複数の職員を登録することができないレジスターを使用しているため、取扱った職員を特定することができない。

このため公金収納事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の分任出納員印の配備及び職員を特定できるレジスターの導入について検討されたい。

## 【文化振興課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

## (2) 指摘事項

### ア 検討事項

(ア) 文化振興課（小坂井庁舎）窓口の公金収納事務で、出納員を含む複数の職員が出納員印を共用しているため、取扱った職員を特定することができない。

このため公金収納事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の分任出納員印の配備について検討されたい。

(イ) 御津文化会館及び小坂井文化会館の公金収納事務で、分任出納員を含む複数の職員が1つの分任出納員印を共用しているため、取扱った職員を特定することができない。

このため公金収納事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の分任出納員印の配備について検討されたい。